

## 岡山市委託業務成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、岡山市が委託した業務の成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、次に掲げる業務であって、1件の設計金額が100万円を超えるものをいう。

- (1) 地質調査共通仕様書に定める地質調査業務 （委託業務の大分類 地質調査業務）
- (2) 測量作業共通仕様書に定める測量業務 （委託業務の大分類 測量）
- (3) 設計業務共通仕様書に定める設計業務 （委託業務の大分類 建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務）

### (評定の内容)

第3 評定は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 専門技術力（提案力・改善力、業務執行技術力、施工時への配慮、コスト把握能力）
- (2) 管理技術力（工程管理能力、品質管理能力、迅速性、弾力性、調整能力）
- (3) コミュニケーション力（説明力、プレゼンテーション力、協調性）
- (4) 取組姿勢（責任感、積極性、倫理観）
- (5) 成果品の品質
- (6) 事故等による減点
- (7) 採点後（引渡し後）の減点

### (評定者)

第4 委託業務の評定をする者（以下「評定者」という。）は検査員（岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。）第115条第1項において準用する同規則第82条の検査員をいう。以下同じ。）、総括監督員（岡山市委託業務監督規定（平成28年市訓令甲第34号）（以下「監督規定」という。）第2条第2項の統括監督員をいう。以下同

じ。) 及び委託監督員(監督規程第2条第2項の委託監督員をいう。以下同じ。)とする。

(評定の方法)

第5 評定は委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、検査規程様式第5号の委託業務成績評定表及び別紙委託業務採点表(以下これらを「評定表」という。)に記録するものとする。

(指摘及び評定の時期)

第6 監督員は、受注者からの委託業務完了通知書受領後、委託業務完了届(出来高)

による指摘事項確認書(様式第2号)を作成し、主任技術者又は管理技術者の確認を求める(指摘事項なしの場合は「なし」で確認を行い押印)ものとする。

2 検査員は、完了検査、出来形検査において、委託業務検査による検査員指摘事項(様式第3号)を作成(指摘事項なしの場合は「なし」で確認を行い押印)する。

3 検査員による委託業務の評定は完了検査時に行い、総括監督員及び委託監督員による委託業務成績の評定は委託業務完了通知書受領時に行うものとする。

4 採点後(引渡し後)の減点については、減点対象項目一覧表(別表)に該当するものについて、遡って減点を行うものとし、総括監督員が評定表に評定を行い課内での意思決定後、委託業務成績(再評定)審査依頼書(様式第1号)により局の建設コンサルタント業務等入札参加資格要件調整会議に諮り決定し、岡山市委託業務成績評定活用基準の第6条に基づき指名を留保するものとして、契約課に報告する。遡る期間については、契約不適合責任期間内とするが、受注者の故意又は重大な過失により生じた場合の期間は10年、または会計検査の対象のものについては会計検査完了までとする。

(検査報告書の作成及び報告)

第7 検査員は、評定表に基づく検査報告書を検査対象業務に係る事務を所管する各局室及び各区の各局室長又は、各区長(以下「担当局長」という。)に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8 担当局長は、検査員から検査報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を委託業務成績(評定)について(通知)(様式第

4号)により通知するものとする。

(評定の修正)

第9 担当局長は、第8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 担当局長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を委託業務成績（再評定）について（通知）（様式第5号）により当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10 第8又は第9による通知を受けた者は、通知を受けたから日から起算して60日以内に書面により、市長に対して評定の内容についての説明を求めることができる。

(苦情等の申立て)

第11 第10による説明に苦情等のある業者は、岡山市入札契約に係る苦情等処理要綱に基づき、苦情等を申し立てることができる。

附 則

この要領は、平成16年1月1日以降に発注する委託業務について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

減点対象項目表

1. 事故等による減点項目について以下に掲げる。	
減点対象項目	1) 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。 2) 一括再委託、請負を行った。 3) 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。 4) 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた。 5) 業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 6) その他（理由を記載する事）
2. 委託業務の採点後（成果品引渡後）の岡山市委託業務成績評定要領第5条第4項の減点（成績評定後遡って修正）について以下に定めるものとする。	
減点対象項目	減点対象となる委託業務は、委託業務完了、引渡後に成果内容等に契約不適合があり事故、被害、損害が生じたものであり、対象項目を次に掲げるとおりとする。  1) 当該業務に含まれる調査漏れ、不足により工事中に重大な事故、被害をもたらした。 【適応事例】 水道、ガス、電力、通信設備等の切断、家屋、公共施設、遺跡等への被害 2) 疎漏設計による指摘があった。 【適応事例】 会計検査の指摘によるもの。（補強工事（応力不足）、違算、補助金の返納等受注者に起因するもの） 引渡後の設計変更、工事検査による指摘により補強、改造を要し、損害が生じた。（発注者側に要因のあるものは除く） 3) 当該業務において安全管理の不備による事故が発覚した。 【適応事例】 公衆、業務関係者の死傷事故等重大な事故 4) 契約不適合責任期間中において問い合わせ等において対応が不十分であった。  5) その他発注者に対して損害をもたらした。
3. 減点基準は次に掲げるとおりとする。	
減点対象項目	当該業務の総合評定点に対して、一項目当たり－15点を基準として、－10点から－20点を減点する。

樣式第 1 号

課長	課長補佐	係長	課員	担当者

### 委託業務成績（再評定）審查依頼書

〇〇年〇〇月〇〇日

## 〇〇局建設コンサルタント業務等入札参加資格要件調整会議 様

○ ○ 課長  
( 總括監督員 ○○ ○○)

以前成績評定を行った下記委託業務について、成果内容に契約不適合が生じたので岡山市委託業務成績評定要領第6条第4号により成績評定の再評定を行い、別紙成績表のとおり成績を修正しましたので審査を依頼します。

記



上記のとおり決定する。

委員長	委 員	委 員	委 員	委 員	委 員

様式第2号

委託業務完了届（出来高）による指摘事項確認書  
委託業務担当課用（監督員用）

年度	契約番号	業務委託料		円
委託業務の名称				
担当課	局・区			課
受注者				
履行期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
完了届日	年 月 日	総括監督員	印	
点検確認日	年 月 日	委託監督員	印	
指摘年月日	年 月 日	主任技術者 又は 管理技術者		
1. 専門技術力				
2. 管理技術力				
3. コミュニケーション力				
4. 取組姿勢				
5. 成果品の品質				
6. その他・所見				

上記指摘事項について確認しました。指示内容についてはすみやかに対応します。

年 月 日

主任技術者又は管理技術者

(氏名を署名又は記名押印)

様式第3号  
検査員用

## 委託業務検査による検査員指摘事項

年度	契約番号	委託業務料	円
委託業務の名称			
受注者			
担当課		委託監督員	
完了年月日	年 月 日	完了届受理年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日	立会者	
1. 監督員			
2. 専門技術力			
3. コミュニケーション力			
4. 成果品の品質			
5. その他・所見			

様式第4号

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

委託業務成績（評定）について（通知）

本市発注の下記委託業務について、完了検査を行った結果、成績を評定しましたので  
通知します。

○○年○○月○○日

岡山市長 ○ ○

(○○局主管課事務取扱)

記

1 契約番号 ○○○○○○一○○

2 委託業務の名称 ○○○○○○○○○○○○業務委託

3 業務委託料 金 円

4 契約年月日 ○○年○○年○○日

5 履行期間 ○○年○○年○○日から○○年○○年○○日まで

6 完了届受理 ○○年○○年○○日

7 成績評定 ○

様式第5号

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

委託業務成績（再評定）について（通知）

（再評定第 回目）

以前受託された本市発注の下記委託業務について、成果内容に契約不適合等があり再評定を行い、成績を修正しましたので通知します。

○○年○○月○○日

岡山市長 ○ ○

（○○局主管課事務取扱）

記

1 契約番号 ○○○○○○一○○

2 委託業務の名称 ○○○○○○○○○○○○業務委託

3 業務委託料 金 円

4 契約年月日 ○○年○○年○○日

5 履行期間 ○○年○○年○○日から○○年○○年○○日まで

6 完了届受理 ○○年○○年○○日

7 成績評定 ○